

板橋区自衛官募集事務に係る募集対象者情報の外部提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法（昭和26年法律第165号）第97条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、防衛大臣に対して、住民基本台帳に記録されている募集対象者情報を外部提供する場合の事務処理について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京地方協力本部長 防衛大臣を長とする防衛省の下部組織である、防衛省自衛隊東京地方協力本部の本部長をいう。
- (2) 募集対象者 自衛官募集に係る案内を送付する年度において、18歳及び22歳になる者をいう。
- (3) 募集対象者情報 住民基本台帳に記録されている情報のうち、氏名、生年月日、性別及び住所をいう。

(対象データの抽出)

第3条 区長は、防衛大臣から募集対象者情報に係る資料の提出を求められた場合は、募集対象者情報を住民記録システムから抽出するものとする。

(外部提供の周知)

第4条 区長は、募集対象者情報に係る外部提供の取り組みについて、広く区民に周知されるよう適切な措置を講じなければならない。

(除外申出)

第5条 板橋区の住民基本台帳に登録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、募集対象者情報の外部提供を希望しない旨を区長に申し出ることができる。

- (1) 募集対象者
- (2) 募集対象者と同居同一世帯の保護者
- (3) 募集対象者と同居同一世帯の保護者以外の法定代理人及び任意代理人（以下「代理人等」という。）

2 前項の規定による申出は、総務部長が別に定める期間内に除外申出書（別記様式第1号）の提出と併せて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の原本を提示し、又は提出して行わなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる者 募集対象者の本人確認書類
- (2) 前項第2号に掲げる者 募集対象者の保護者の本人確認書類
- (3) 前項第3号に掲げる者 代理人等の本人確認書類及び代理人等の資格を証明する書類並びに委任の旨を証する書面

- 3 前項各号に掲げるもののほか、区長は、本人確認又は資格確認のために必要な書類の提出を申出者に求めることができる。

(除外決定)

第6条 区長は、前条の規定による申出を受けた場合であって、除外申出書の記載事項が、住民基本台帳の内容、提示若しくは提出を受けた前条第2項各号に掲げる書類の内容及び委任状の内容(代理人等による申出を受けた場合に限る。)と相違がないと認めるときは、除外を決定し、当該決定の対象となった者に係る募集対象者情報を除外対象者名簿(別記様式第2号)に記載する。

- 2 区長は、前項の規定による記載をしたときは、当該除外対象者(申出者が代理人等である場合は、当該代理人等)に対し、除外決定通知書(別記様式第3号)を送付する。

- 3 区長は、除外申請の申請日が属する年度の翌年度が終了したときは、除外対象者名簿を消去しなければならない。

(対象者名簿の作成)

第7条 区長は、前条の規定により除外対象者名簿に記載したときは、第3条の規定により住民記録システムから抽出した対象者データから除外対象者を削除し、対象者名簿を作成する。

(対象者名簿の提供)

第8条 区長は、前条の規定により対象者名簿を作成したときは、個人情報の保護措置を適切に講じたうえで、東京地方協力本部長に提供する。

- 2 区長及び東京地方協力本部長は、引渡書(別記様式第4号)及び受領書(別記様式第5号)を授受のうえ、対象者名簿の授受を行わなければならない。

(覚書)

第9条 区長及び東京地方協力本部長は、対象者名簿の外部提供に当たっては、個人情報の適正な管理を確保するため覚書を締結しなければならない。

(消去報告書)

第10条 対象者名簿の利用が終了した後は、東京地方協力本部長は提供された紙媒体を消去し、消去報告書(別記様式第6号)を区長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則 (令和4年9月30日区長決定)

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

（宛先） 板橋区長

除 外 申 出 書

自衛官募集事務に係る対象者情報について、下記対象者の提供除外を申出いたします。

記

対 象 者	フリガナ 氏 名 _____ 住 所 板橋区 _____ 生年月日 年 月 日生 _____ 電話番号 _____
申 出 者 （ 該 当 す る 番 号 に ○ を し て く だ さ い。 ）	1 本 人 2 同一世帯の代理人 氏 名 _____ 電話番号 _____ 3 その他の代理人 氏 名 _____ 住 所 _____ 続 柄 _____ 電話番号 _____

別記様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

板橋区長

除 外 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった除外申請について、板橋区自衛官募集事務に係る募集対象者情報の外部提供に関する要綱第6条の規定に基づき、年度における募集対象者情報の提供から除外することを決定しました。

（除外決定対象者）

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	

なお、上記の除外登録は、年3月末日をもって終了します。
また、次に掲げる事由があった場合、除外対象者を除外申請登録者名簿から削除します。

- (1) 除外申請の申請日の属する年度の翌年度が終了したとき。
- (2) 除外対象者が本区から転出したとき。転入確定通知がない場合にあつては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなします。
- (3) 除外対象者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除外対象者の住所が判明せず、住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (5) その他区長が特に除外対象者を除外申請登録者名簿から削除する必要があると認めるとき。

別記様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

自衛隊東京地方協力本部長 殿

板橋区長

引 渡 書

自衛官募集事務に係る対象者情報について、下記のとおり引き渡します。

記

1 引渡物件

自衛官募集事務に係る対象者情報
対象者 件分

2 引渡物件の取扱いについて

引渡物件については、自衛官募集事務の使用に限定し、目的外使用及び第三者への提供等のないように個人情報保護の管理を徹底すること。

別記様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（宛先） 板橋区長

自衛隊東京地方協力本部長

受 領 書

自衛官募集事務に係る対象者情報について、下記のとおり受領いたしました。

記

1 受領物件

自衛官募集事務に係る対象者情報
対象者 件分

2 受領物件の取扱いについて

受領した物件については、自衛官募集事務の使用に限定し、目的外使用及び
第三者への提供等はいたしません。

別記様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（宛先） 板橋区長

自衛隊東京地方協力本部長

消 去 報 告 書

年 月 日に受領いたしました自衛官募集事務に係る対象者情報を下記のとおり消去しました。

記

- 1 消去物件 :
- 2 対象者数 :
- 3 消 去 日 :
- 4 消去場所 :
- 5 消去方法 :
- 6 担当者名 :